

令和 7 年度 白石町広報戦略推進事業委託業務

企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度 白石町広報戦略推進事業委託業務

2 業務の趣旨・目的等

本業務は、白石町のブランドメッセージ「しろめし町 しろいし町」のさらなる浸透と認知拡大及び町内外への継続的・発展的な情報発信を行い、住民のシビックプライドの更なる醸成と、交流、関係人口の創出等を目的とする。（ブランドメッセージの詳細は、当町ホームページに公開しています）

3 業務委託期間

契約締結の日から～令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで（繰越明許費）

4 業務の範囲

- (1) 当町が保有するブランドメッセージに関する既存資産(コンテンツ)を活かした P R 動画の制作
- (2) (1)で制作する P R 動画を活用した W E B 広告配信
- (3) P R 用ノベルティグッズ制作

5 業務内容

- (1) ブランドメッセージ P R 動画の制作

昨年度開発した白石町のブランドメッセージ「しろめし町 しろいし町」の普及動画を制作すること。住民、事業者を巻き込んだ内容とすることで、シビックプライド醸成に資する施策とすること。

ア 企画・構成

白石町のブランドメッセージである「しろめし町 しろいし町」と特産物等の当町の P R 資源、白石町で暮らす人々、ふるさと納税などを組み合わせた内容とし、1 分～2 分程度のショート動画で、5 本～8 本程度で構成する。

プロポーザルにおいて企画提案された内容を基に脚本やデザイン等を作成し、受託者と当町で協議を行い決定する。

イ 取材・映像作成

- ・ 企画・構成に基づき、必要な動画素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。
- ・ 映像の解像度はフルハイビジョン以上とする。
- ・ 映像制作に当たっては、機材や映像技術の活用、音響・BGMの選定などを適切に行い、視聴者の心を掴むような映像に仕上げる。
- ・ (2)で提案する広告媒体の入稿規定に沿った規格で動画を制作すること。

ウ 編集

動画の編集を行い、音響・BGM・声優等によるセリフ・ナレーション等を効果的に入れる。また、完成までに当町による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

エ 調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、出演交渉、撮影許可申請等は原則受託者で行う。

オ 権利確認

- ・ 成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行う。
- ・ 本業務の実施により完成した映像等の著作権は、当町に帰属するものとする。
- ・ タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・ 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、当町はその責任を負わない。

(2) (1)で制作するPR動画を活用したWEB広告配信

- ・ 当町のブランドメッセージを効果的に訴求できるWEB広告媒体を提案すること。
- ・ WEB広告の配信エリアやターゲティング、配信スケジュール等について提案すること。
- ・ 広告素材として(1)で制作した動画を使用するほか、別途素材の制作を提案することも認める。
- ・ 提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する効果測定の可能な具体的

目標値等を提示すること。

- ・ なお、WEB広告には、当町がアカウントを有する以下の媒体を活用できるものとする。(YouTube、Instagram、Facebook)
- ・ 上記の提案された目標値達成のために、業務委託期間中にも、当町と受託者の協議の上、可能な範囲で、随時、業務内容の見直しを行うものとする。

(3) PR用ノベルティグッズ制作

- ・ 別紙の仕様に沿ったノベルティグッズを制作するものとする。
- ・ デザイン及び数量等は、ブランドメッセージがより町内外に浸透し、町民のシビックプライド醸成と当町の認知度向上に資するようなものとし、受託者と協議の上で決定する。

6 実施体制

- ・ 適切かつ円滑に業務を実施する体制を構築し業務責任者を選任するとともに、発注者との連絡調整を適切に行うこと。
- ・ 概ね1カ月に一回、業務の進捗状況を確認するために定例打合せ会を開催すること。
- ・ 契約後、着手届・業務主任者選任通知書・工程表を5日以内に町に提出すること。

7 著作権

- ・ 本業務の実施により完成した映像等の著作権は、当町に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は当町において自由に行うことができるものとする。
- ・ タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・ 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、当町はその責任を負わない。

8 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 納品物

- ・ 制作した動画(NTSC形式、アスペクト比16:9、リージョンコードALL)を格納したDVD 2部
- ・ 制作した動画のMP4データを格納したDVD 2部

(YouTube にそのまま掲載可能な形式についてもあわせて納品すること)

- ・ 業務で作成した素材一式
- ・ 制作したノベルティー式
- ・ 事業完了報告書(紙印刷 2 部、PDF データ)

(制作動画及びWEB 広告に関する分析・効果検証の結果等を記載すること。)

(2) 納品期限

納品期限については、企画提案の内容に基づき、当町と受託者で協議し決定する。

(3) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

9 成果品の権利関係

- ・ 本業務の履行における前項に掲げる成果品の所有権は、白石町に帰属するものとする。
- ・ 成果品が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、白石町に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

10 留意事項

- ・ 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権等を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら白石町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、白石町は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- ・ 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏洩が無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
- ・ 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ白石町の承認を受けた場合を除く。
- ・ 疫病、食中毒、暴風雨、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰すことのできない

自然的又は人為的な現象などの不可抗力により業務が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、業務に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

1 1 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議のうえ決定することとする。

別紙1 ノベルティグッズ仕様一覧

品名	数量	仕様
名刺台紙	企画提案による	企画提案による
のぼり旗(デザイン1)		
のぼり旗(デザイン2)		
取材用バックパネル		